

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等 導入補助金制度について（住宅用）

【目的】

地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの削減効果が高い新エネルギー・省エネルギー機器等を住宅に設置される方に、経費の一部を補助します。

補助対象機器等

- ① 太陽光発電システム
- ② 燃料電池システム
- ③ 蓄電池システム
- ④ 断熱化住宅(窓・断熱材)
- ⑤ 既存照明のLED化

・交付申請の受付期間

令和2年4月15日(水)から令和3年3月10日(水)まで

※ 申請が予算枠に達した時点で受付を終了します。

・完了報告書の提出締切

令和3年3月19日(金)まで(必着)

※ 期日を過ぎた場合、交付取消となりますのでお気を付けてください。

・提出及び問合せ先

資源環境部環境政策課脱炭素社会推進係 本庁舎北館7階12番窓口

午前9時から午後5時まで 電話 03-3579-2596(直通)

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

【交付申請の要件】

- ① 板橋区内の住宅(戸建・集合、個人・法人等)に、新しく補助対象機器等を購入し、設置される方。(※中古品及びリース等の設置は補助対象外)
- ② 補助金交付申請時点において、設置工事が完了していないこと。
(※断熱化住宅および既存照明のLED化は、工事に着手していないこと)
- ③ 令和3年3月19日までに、設置完了報告書等を提出できること。
- ④ 個人の場合 住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
法人の場合 法人にあっては、法人住民税を滞納していないこと。
- ⑤ 申請者が契約者及び支払者(さらに太陽光の場合は電力契約者)であること。

★申請にあたっての注意点★

- ① 1枚の申請書で複数の機器等の申請が出来ます。
- ② 交付申請額は各々の機器等の1,000円未満の端数を切捨てた金額になります。
- ③ 同一年度内での申請は、各機器等1回までとなります。
- ④ 補助金交付申請書は、板橋区役所のホームページからダウンロードできます。
(※賃貸住宅などの場合は、住宅の所有者から設置についての同意書が必要になります。
同意書についても、区ホームページからダウンロードできます。)
- ⑤ 申請書の作成にあたっては、鉛筆・消せるボールペン・修正液などは不可です。提出書類の印鑑は、すべて同一のものをご使用ください。(スタンプ印不可)
- ⑥ 各機器等について、規格などに基準があります。基準を満たさない機器等には、補助金が交付されません。
- ⑦ 窓口・郵送にて申請を受け付けております。
- ⑧ 見積書について、消費税改正を考慮のうえ、最終的な支払い金額が記載されたものをご提出ください。
- ⑨ 提出していただく写真については、全てカラーで鮮明なものをご提出ください。
- ⑩ 断熱化住宅及び既存照明のLED化について、新築・増築部分の窓、断熱材、照明等は対象とはなりませんのでご注意ください。

☆ 交付決定後の注意点 ☆

- ① 申請内容に変更がある場合は、設置工事完了前までに変更届の提出をお願いいたします(詳しくはお問い合わせください)。
- ② 設置完了後、2ヶ月以内に(遅くとも3月19日までに)設置完了報告書等の提出をお願いいたします。

◆ 機器等設置に関する注意点 ◆

機器設置については、騒音・振動・光害等で近隣に迷惑がかからないように配慮して、設置を行ってください。

※ 契約を急がせる事業者にはご注意ください！

また、見積りは複数の事業者に依頼することをお勧めします。

手続きの流れ

申請者 交付申請書及び必要書類①②

↓ (窓口または郵送)

板橋区 受付・書類確認・審査

↓ (申請者本人に郵送)

申請者 交付決定通知書または不交付決定通知書

(完了報告書・請求書・口座振替依頼書を同封)

(設置工事終了後)

申請者 完了報告書及び必要書類③④(請求書・口座振替依頼書も受付可)

↓ (窓口または郵送)

板橋区 受付・書類確認・審査(場合により現地確認)

↓ (郵送)

申請者 交付額確定通知書

⇒ 提出された請求書・口座振替依頼書により、申請者の口座に補助金振込

申請に必要な書類

- ▲消えるボールペン・鉛筆・修正液は使用できません(訂正は訂正印でお願いします)
- ▲使用する印鑑はすべて同じ印鑑で、朱肉を使用するものを使用してください(スタンプ印不可)
- ▲申請書等はA4サイズで印刷してください。

必要書類①(全申請者必要なもの)

- ① 板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金(別記第1号様式甲)
- ② 住民税及び軽自動車税納税証明書(直近のもので発行後3か月以内のもの)
△板橋区で課税されている方で「区税納付状況調査に関する同意」に同意いただけた方及び管理組合での申請の場合は不要です。
- ③ 見積書及び内訳書の写し(機器等の設置に係るもの、申請者宛てのものに限る)
△製品型番・大きさ・数量等を必ず記載してください
△断熱化住宅及び既存照明のLED化では機器に通し番号を付けてください
- ④ 対象機器等の形状・規格・仕様などが記載されたパンフレット・仕様書等
- ⑤ 施工箇所が分かる建物図面(平面図等)

必要書類②(個別に必要な書類)

申請者別

- | | |
|------------|--|
| ①所有権者同意書 | 建物が共有またな使用貸借の場合 |
| ②建物登記事項証明書 | 共同住宅の管理組合の場合は不要、新築の場合は売買契約書等の所有者がわかる書類の写し
(直近のもので発行後3か月以内のもの) |
| ③法人登記事項証明書 | 中小企業等(発行後3か月以内のもの) |
| ④納税証明書 | 中小企業等
(法人住民税。直近のもので発行後3か月以内のもの) |
| ⑤管理規約の写し | 管理組合 |
| ⑥議事録等の写し | 管理組合(対象機器の設置を承認した総会議事録など) |

機器等別

- | | |
|--------------------------|--|
| ①太陽光発電システム | 太陽電池モジュール配置図 |
| ②断熱化住宅(窓・断熱材) | 対象機器等の全ての箇所の施工前の写真 |
| ③既存照明のLED化(個人住宅・集合住宅共用部) | 安全等確認書
(誘導灯・非常灯・配線工事を伴うランプ交換を施工する場合)
対象機器全ての施工前の写真(型番のアップ及び全体写真)
施工箇所がわかる建物平面図(各階ごと)
対象機器の施工前の写真(数が多い場合は、ピックアップ可)
既存の消費電力がわかる書類 |

注:その他、申請内容によっては別途書類の提出を求めることがあります。

【補助の対象となる機器等と補助金額】

I 新エネルギー機器等

1 住宅用太陽光発電システム(以下の要件を満たすもの)

- ①一般財団法人電気安全環境研究所(JET)または国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関等による太陽電池モジュール認証を受けたもの等であること。
- ②太陽電池の最大出力合計が10kW未満のもの
- ③共用部に設置するもの(集合住宅の場合に限る)

補助金額

出力1kW当たり25,000円(上限100,000円)

II 省エネルギー機器等

1 住宅用燃料電池システム(以下の要件を満たすもの)

国が実施する家庭用燃料電池システム導入支援事業における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が指定したものであること。

補助金額

設置に要する経費の5%(上限50,000円)

2 住宅用蓄電池システム(以下の要件を満たすもの)

- ①蓄電池、電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されていること。
- ②蓄電容量が1キロワットアワー以上の定置用リチウムイオン蓄電池であること。
- ③住宅の商用電力系統に常時接続した状態で使用するものであること。

補助金額

定格容量1kWh当たり10,000円(上限50,000円)

3 断熱化住宅(窓・断熱材)(以下の要件を満たすもの)

(窓)

- ①厚さ3mm以上のガラスの内窓の設置
- ②窓又はガラスの交換(ガラスの中央部の熱貫流率が4.00以下となるもの)
- ①②のいずれかで、対象となる1居室全ての面積0.2㎡以上の窓(玄関扉を除く外部との出入りに用いる扉の面積の1/2以上がガラスのものは含む)の断熱改修を行うものであること。
また、対象となる1居室内にある天窗、間仕切壁の窓、及び①②の要件を満たす断熱化済みの窓は対象外とする。

(断熱材)

- ①既存の屋上や屋根、天井、外気に接する壁・床等のいずれか1面以上の断熱改修を行うものであること。
- ②一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が実施する「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」または「次世代省エネ建材支援事業」において、補助対象製品として登録されている断熱材及び断熱パネルであること。

補助金額

設置に要する経費の25%(上限 窓のみまたは断熱材のみ 85,000円
窓及び断熱材 120,000円)

4 既存照明のLED化(以下の要件を満たすもの)

- ① 個人住宅・集合住宅共用部にある蛍光灯等の照明機器のLED化で、既存の設備に比べて省エネルギー効果が高い改修を行うものであること。
- ② 設置工事を伴う器具交換・ランプ交換が対象で、設置工事を伴わない器具交換・ランプ交換は対象外とする。
- ③ 個人住宅においては、現在居住している住宅の既存照明を対象とする。

補助金額

設置に要する経費の20%(上限 個人住宅	25,000円
集合住宅共用部	250,000円)

- ※1 「設置に要する経費」とは、機器等本体、部材、架台の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用であり、機器等の運転に直接必要のない付属品やオプション品などは除きます。
- ※2 「既存照明のLED化」について、個人住宅あるいは集合住宅共用部のいずれか1回の申請になります。
- ※3 「集合住宅」とは、内部において台所・浴室・トイレ等が物理的に分かれていて、生活実態が完全に独立している複数の住戸を有する、共同住宅、寄宿舎又は長屋を指します。
- ※4 「共用部」とは、エントランス、廊下、階段、駐輪場、駐車場、建物外壁等(夜間常時点灯しているもの)を指します。

【完了報告に必要な書類】

必要書類③(全申請者必要なもの)

- ① 板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金設置完了報告書(別記第8号様式甲)
- ② 領収書及び内訳書の写し(機器等の設置に係るもの。申請者宛てのものに限る)
- ③ 機器等の設置状態を示す写真
 - ①太陽光発電システム 太陽電池パネルの枚数全てが確認出来るもの
 - ②燃料電池システム 機器本体及び製品型番が確認出来るもの
 - ③蓄電池システム 機器本体及び製品型番が確認出来るもの
 - ④断熱化住宅 施工中・施工後の状態を示す全ての箇所の写真
 - ⑤既存照明のLED化 施工中・施工後の状態を示す全ての写真※集合住宅共用部の場合はピックアップしたものでも可

必要書類④(個別に必要なもの)

機器等別

- ① 太陽光発電システム 電力会社からの「接続契約のご案内」等の写し

【補助金の併用について】

本事業は国および東京都で行っている補助金との併給が可能です。ただし、他の区市町村から補助を受けて設置した機器等は申請することができません。

《国の補助についての問い合わせ先》

・燃料電池システム

一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA) TEL03-5472-1190

・高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(断熱リノベ)

TEL03-5565-4860

・次世代省エネ建材支援事業

TEL03-5565-3110

《東京都の補助についての問い合わせ先》

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

蓄電池・燃料電池TEL03-5990-5086

高断熱窓導入促進事業TEL03-5990-5066